

令和6年10月17日

特定商取引法違反の通信販売業者に対する業務停止命令（9か月）及び指示並びに当該業者の代表取締役に対する業務禁止命令（9か月）について

- 消費者庁は、美容液等を販売する通信販売業者である株式会社Happy Life Bio（本店所在地：東京都東久留米市）（以下「Happy Life Bio」といいます。）に対し、令和6年10月16日、特定商取引法第15条第1項の規定に基づき、令和6年10月17日から令和7年7月16日までの9か月間、通信販売に関する業務の一部（広告、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。
- あわせて、消費者庁は、Happy Life Bioに対し、特定商取引法第14条第1項の規定に基づき、法令遵守体制の整備その他の再発防止策を講ずることなどを指示しました。
- また、消費者庁は、Happy Life Bioの代表取締役である藤井一良に対し、特定商取引法第15条の2第1項の規定に基づき、令和6年10月17日から令和7年7月16日までの9か月間、Happy Life Bioに対して前記業務停止命令により業務の停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じました。

1 処分対象事業者等

- (1) 名 称：株式会社Happy Life Bio
(法人番号：1010001171276)
- (2) 本店所在地：東京都東久留米市本町一丁目4番43号1F
- (3) 代 表 者：代表取締役 藤井 一良
- (4) 設 立：平成27年10月19日
- (5) 資 本 金：3000万円
- (6) 取 引 類 型：通信販売
- (7) 取 扱 商 品：美容液等

2 特定商取引法の規定に違反する行為

- (1) 誇大広告（特定商取引法第12条）
- (2) 特定申込みに係る手続が表示される映像面における表示義務違反（特定商取引法第12条の6第1項）

3 消費者庁がした各行政処分の詳細は、以下の各別紙のとおりです。

別紙1：HappyLifeBioに対する行政処分の概要

別紙2：藤井一良に対する行政処分の概要

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁と共に特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室	022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室	048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室	052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室	06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室	082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室	087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室	092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	098-862-4373

本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルについて、相談・あっせんを要望される場合には、以下の消費者ホットラインを御利用ください。

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）
身近な消費生活相談窓口を御案内します。
※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。
<https://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

株式会社HappyLifeBioに対する行政処分の概要

1 事業概要

株式会社HappyLifeBio（以下「HappyLifeBio」という。）は、HappyLifeBioが運用するウェブサイト（そのURLがhttps://www.happylifebio.co.jp/で始まるもの。以下「本件ウェブサイト」という。）において、パソコン、スマートフォン等の情報処理の用に供する機器を利用する方法により、消費者から「ハダキララ」と称する美容液（以下「本件商品」という。）等の売買契約の申込みを受けて本件商品を販売していることから、このようなHappyLifeBioが行う本件商品の販売は、特定商取引法第2条第2項に規定する通信販売（以下「通信販売」という。）に該当する。

2 処分の内容

（1）業務停止命令

HappyLifeBioは、令和6年10月17日から令和7年7月16日までの間、通信販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

ア HappyLifeBioが行う通信販売に関する商品の販売条件について広告をすること。

イ HappyLifeBioが行う通信販売に関する商品の売買契約の申込みを受けること。

ウ HappyLifeBioが行う通信販売に関する商品の売買契約を締結すること。

（2）指示

ア HappyLifeBioは、商品の販売条件について広告をしたとき、商品の効能について、実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示をし、また、特定商取引法第12条の6第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により顧客の使用に係る電子計算機の映像面に表示する手続に従って顧客が行う通信販売に係る売買契約の申込み（以下「特定申込み」という。）を受けた際、当該特定申込みに係る手續が表示される映像面において、売買契約の申込みの撤回又は解除に関する事項を表示していなかった。かかる行為は、特定商取引法に違反するものであることから、その発生原因について、調査分析の上検証し、法令遵守体制の

整備その他の再発防止策（法令及び契約に基づく返金及び解約の問合せ等に適切かつ誠実に対応することを含む。）を講じ、これらをHappy Life Bi oの役員及び従業員に、前記（1）の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

イ Happy Life Bi oは、通信販売により、Happy Life Bi oの商品に係る売買契約を締結しているところ、令和6年5月22日から令和6年10月16日までの間にHappy Life Bi oとの間で通信販売により当該売買契約を締結した全ての相手方に対し、以下の（ア）から（ウ）までの事項を、消費者庁のウェブサイト（<http://www.caa.go.jp/>）に掲載される、Happy Life Bi oに対して前記（1）の業務停止命令及び本指示をした旨を公表する公表資料を添付して、令和6年11月18日までに書面により通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官宛てに書面又は電磁的方法（通知したことを証明するに足りる証票及び通知書面を添付すること。）により報告すること。

なお、令和6年10月30日までに、契約の相手方に発送する予定の通知書面の記載内容及び同封書類一式をあらかじめ消費者庁長官宛てに書面又は電磁的方法により報告し承認を得ること。

（ア）前記（1）の業務停止命令の内容

（イ）本指示の内容

（ウ）後記4（2）の内容

ウ 後記4（1）の内容を消費者に周知すること。

エ Happy Life Bi oは、今後、Happy Life Bi oが行う通信販売について、特定商取引法の各規定を遵守すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第14条第1項及び第15条第1項

4 処分の原因となる事実

Happy Life Bi oは、以下のとおり、特定商取引法に違反する行為をしており、消費者庁は、通信販売に係る取引の公正及び購入者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

（1）誇大広告（特定商取引法第12条）

Happy Life Bi oは、少なくとも令和6年5月22日から同年7月9日までの間に、別添資料1のとおり、本件商品の販売条件について広告をしたとき、本件商品の効能について、（i）「シミが99.9%消える！！」、（ii）「だから！10年以上悩み続けたシミも」、「目に見えるほど

の効果を実感しました！」、(iii)「\だけど！／「シミを完全に消すなら絶対これ！」と美容皮膚科で働く友人が激推しする“シミの漂白液”を使ってみると…」、(iv)「シミが完全に消滅！経過を撮っておいたのですがどんどんシミが薄くなっていますよね！」、(v)「だから！濃いシミが自宅で簡単に消える時代が来たんです！！」、(vi)「どんな人でも3日でシミが消える」及び(vii)「\3日でシミ消滅は確実！！／それが…\シミの漂白剤／『ハダキララ』」と表示（以下「本件表示①」という。）し、あたかも、本件商品について、皮膚に塗布するのみで、当該箇所に存在するしみを3日間で確実に消すことができる効能があるかのような表示をしており、また、(viii)「どんなシミ肌でも2度とシミができない肌に生まれ変わるんです！」及び(ix)「つまりこのシミの漂白剤さえあればすべてのシミ悩みが解決♪」と表示（以下「本件表示②」という。）し、あたかも、本件商品を皮膚に塗布することでしみが消えた後は、二度としみが発生しない効能があるかのように示す表示をしていた。

この点について、当庁からHappyLifeBioに対し、特定商取引法第12条の2の規定に基づき、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、HappyLifeBioは資料を提出了。

しかし、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料とは認められないものであったため、HappyLifeBioが行った当該表示は、特定商取引法第12条の2の規定により、商品の効能につき、実際のものよりも著しく優良であると人を誤認させるような表示に該当するものとみなされる。

（2）特定申込みに係る手続が表示される映像面における表示義務違反（特定商取引法第12条の6第1項）

HappyLifeBioは、少なくとも令和6年5月22日から同年6月18日までの間に、別添資料2のとおり、チャットボットページ上で「マイ・ハダキララ調合サービス」と称する定期購入契約（以下「本件定期購入契約」という。）の特定申込みを受けた際、当該特定申込みに係る手續が表示される映像面において、本件定期購入契約の解除の条件及び方法について、単に「2回目の注文を休止・停止される際は初回の商品発送日から13日目よりマイページ・お問い合わせフォーム・メール・LINE・電話にて受け付けております。次回出荷準備予定日の10日前までにマイページ・お問い合わせフォーム・メール・LINE・電話よりご連絡ください。」、「休止・停止を行うためにはポイントを『ハダキララ』モールにて全てお使いいただき、残がないようにしていただく必要がございます。ポイント

残があり、『ハダキララ』モールでポイントを使うことをご希望されない場合は、ポイント消滅請求によりポイントを消滅させてから解約手続に入ることが可能です。」などと表示していたのみであった。

しかし、HappyLifeBioは、当該映像面において、解約の連絡をする際の電話番号を、また、別添資料3のとおり、「ご利用規約」と題するページにて、当該映像面に表示していた解約の条件とは異なる条件を課していること、電話による解約を希望する場合には、商品を受領後、次回出荷予定日の10日前までに同電話番号に電話をした上で、自動音声により案内される「休止、解約に関するお問い合わせ」ではなく、「その他のお問い合わせ」の番号を押した上で、自動音声により案内される別の電話番号に改めて電話をかけ直し、自動音声に従って顧客が登録している自らの電話番号及び#を押して解約の仮受付をし、HappyLifeBioによる確認を受け、HappyLifeBioからの「定期コースの停止可否の結果」のメールを待つという煩雑な手続を行う必要が生じる場合があること、ポイント消滅請求を行うためには、マイページから休止・停止フォームに入る際に表示される解約方法の案内ページへのボタンから、解約方法の案内ページを開いた上で、そのページをスクロールしていくと表示されるリンクを自ら発見してポイント消滅請求を行うか、HappyLifeBioに対し、何らかの方法により問合せを行って、ポイント消滅のURLのメール送信をさせた上で、そのURLからポイント消滅画面に入るか、サポートセンターのスタッフをして管理画面よりポイント消滅を行わせるなどしなければならないことなどをいずれも明示しておらず、売買契約の解除に関する事項の一部しか表示していなかった。

藤井 一良に対する行政処分の概要

1 名宛人

藤井 一良（以下「藤井」という。）

2 処分の内容

藤井が、令和6年10月17日から令和7年7月16日までの間、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止すること。

- （1）特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第2項に定める通信販売（以下「通信販売」という。）に関する商品の販売条件について広告をすること。
- （2）通信販売に関する商品の売買契約の申込みを受けること。
- （3）通信販売に関する商品の売買契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第15条の2第1項

4 処分の原因となる事実

- （1）別紙1のとおり、株式会社HappyLifeBio（以下「HappyLifeBio」という。）に対し、特定商取引法第15条第1項の規定に基づき、HappyLifeBioが行う通信販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- （2）藤井は、HappyLifeBioの代表取締役であり、かつ、HappyLifeBioが停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

別添資料 1

本件商品の効能に関する表示（本件表示①関連）

(i)



(iii 、 iv)

＼だけど！／
「シミを完全に消すなら絶対これ！」
と美容皮膚科で働く友人が激推しする
"シミの漂白液"を使ってみると…



(ii)



シミが完全に消滅！

経過を撮っておいたのですが
どんどんシミが薄くなっていますよね！



目に見えるほどの効果を
実感しました！

(v)

(vi)

※画像が①～③の順に遷移する

どんな人でも
3日でシミが消える

だから！

黒いシミが自宅で簡単に消える時代
が来たんです！！

①



②



③



(vii)

＼3日でシミ消滅は確実!!／
それが・・・



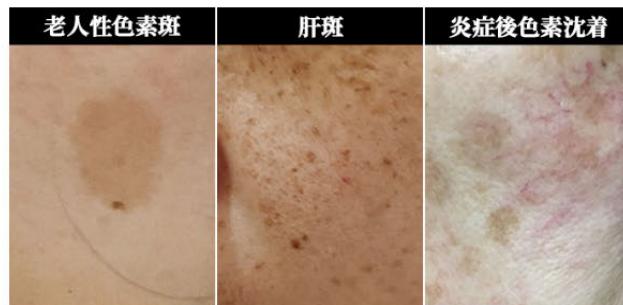
＼シミの漂白剤／
『ハダキララ』



本件商品の効能に関する表示（本件表示②関連）

(viii、ix)

どんなシミ肌でも
2度とシミができない肌に
生まれ変わるんです！



※メイクアップ効果

つまり
このシミの漂白剤さえあれば
すべてのシミ悩みが解決♪



※イメージ画像

別添資料2

本件定期購入契約の特定申込みに係る手続が表示される映像面

各項目の修正は上スクロールで行えます。

【通信販売に関する規定について（最終確認）】

①分量
ハダキララ30ml×1本

②販売価格・対価
初回1,980円（税込）

2回目以降7,980円（税込） ※例えば、半年（6回目）継続された場合は41,880円（税込）になります。

③支払時期及び支払方法
NP後払い：請求から14日間
クレジットカード：注文時に決済
銀行振込、NP後払い、コンビニ後払い：
請求から14日間
銀行口座振替：前月の出荷分の商品代金を、翌月20日にご登録の口座より引き落とし

④引渡し時期・移転時期・提供時期
初回注文：ご注文から5営業日を目処にお届けします。
2回目以降：前回出荷日より28日後毎のお届けとなります。28日はデフォルトのお届け周期になっておりますが、この周期は、次回出荷準備予定日の10日前までに、マイページより1日単位で最大60日まで変更可能です。
解約の連絡があるまでは届く定期コースです。

⑤申込みの期間がある場合、その旨・その内容
無し

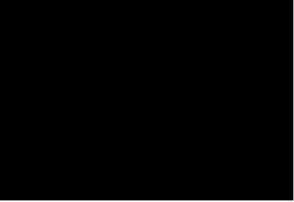
⑥申込みの撤回・解除に関する事項
お申込み完了時刻より20分以内でしたら申込みの撤回を承ります。20分を経過してしまいますと製造指示が工場に飛んでしまい製造準備が開始されてしまいのでキャンセルできなくなります。
初回注文時点（2回目の定期便商品のお受け取り前）において、2回目の注文を休止・停止される際は初回の商品発送日から13日目よりマイページ・お問い合わせフォーム・メール・LINE・電話にて受け付けております。
次回出荷準備予定日の10日前までにマイページ・お問い合わせフォーム・メール・LINE・電話よりご連絡ください。

休止・停止を行うためにはポイントを『ハダキララ』モールにて全てお使いいただき、残が無いようにしていただく必要があります。ポイント残があり、『ハダキララ』モールでポイントを使うことをご希望されない場合は、ポイント消滅請求によりポイントを消滅させてから解約手続きに入ることが可能です。

⑦返品について
お客様のご都合による返品は原則不可となっております。

内容を修正する場合は、入力箇所に戻り修正してください。

【ご注文内容】
商品：マイ・ハダキララ調合リーブス 初回
金額：1980円（税込）
送料：0円（無料）
コンビニ払い：220円（税込）
合計金額：2200円（税込）

お客様情報


後払い手数料：220円（税込）
●請求書は商品に同封されていますのでご確認ください。
●ギフト(贈答)用でのご注文の場合、請求書は商品に同封されず購入者様へお送りいたします。
(当店にかわり(株)キャッチボールの後払いドットコムより請求書が送られます。)
●請求書発行から14日後までにお支払いください。
●支払期限を過ぎた場合、再度の請求ごとに305円(税抜278円)の再発行手数料がかかります。
●与信結果によっては当サービスをご利用いただけない場合があります。その場合は、他の決済方法にご変更いただけます。
●お客様が当サイトにおいて登録された個人情報および発注内容は、(株)キャッチボールが行う与信および請求関連業務に必要な範囲で(株)キャッチボールに提供いたします。
●商品の配送先を配送業者の営業所止め（営業所来店引取り）、転送依頼することはできません。
●ご利用者が未成年の場合、法定代理人の利用同意を得てください。

別添資料3

ご利用規約（抜粋）

【休止・解約（ハダキララ定期コースの場合）】

弊社では、休止と解約は同意義と定義しています。

本サービスは定期縛無しの定期購入になりますため、初回の商品発送日から12日間は本気でお試しいただければと思っています。

万が一、製品にご満足いただけない場合は、すぐに再詰合させていただきます。

初回注文時点（2回目の定期便商品のお受け取り前）において、2回目の注文を休止・停止される際は初回の商品発送日から13日目より受け付けております。

休止・解約をご希望の際は、次回の出荷準備予定日の10日前までに下記の方法にてご連絡いただき、休止・解約を成立させてください。

上記期間を過ぎますと商品の製造が開始し、商品の発送準備に入ってしまうため次月以降の休止となりますのでご注意ください。

次月の次回の出荷準備予定日に問しては、お客様によって異なりますため詳しくはマイページよりご確認いただくか、お問い合わせフォームよりお問い合わせください。（システムの都合上、発送完了メールが数日遅れて届く場合がございます。）

FAXやお手紙での休止・解約委付は行っていないので、ご了承ください。

休止・解約のご連絡についても、必ずお問い合わせフォームより理由を添えてご連絡ください。

ご注意：ご連絡を受けただけでは休止・解約は成立しない場合がございますので、ご注意ください。その場合、弊社からご連絡を差し上げますので、必ずお問い合わせ返信をご確認ください。

・次回の『ハダキララ』と同封して発送するアイテム商品（有料商品、無料商品問わず）が存在している場合は、次回の『ハダキララ』のお受け取り後に解約可能となります。次回の『ハダキララ』のお受け取り後、改めてお問い合わせフォームよりご連絡ください。

【ハダキララ・モール】

- ・『ハダキララ』モールは、ハダキララ会員様限定のクローズド通販サイトです。
- ・『ハダキララ』モールでご購入されたアイテムは、次回お受け取りの『ハダキララ』の定期便に同封してお届けします。そのため、『ハダキララ』モールでアイテムをご購入された場合は、必ず『ハダキララ』の定期便の次回お届け分をお受け取りいただくことが必須となります。
- ・『ハダキララ』モールでご購入されたアイテムはキャンセルすることができません。
- ・『ハダキララ』モールでのご購入の定義には、全額現金決済、一部ポイント一部現金決済、全額ポイントでの決済が含まれます。
- ・『ハダキララ』モールでの商品の販売方法には、「通常購入」、「毎月コース」及び「年間コース」の3つの方法があります。（※「年間コース」はプレミアムプラン会員様限定。詳細につきましては【『ハダキララ・プレミアム』プラン】をご参照ください。）
- ・「通常購入」は、単品の販売であり、1回のお受け取りのみで、定期便の商品発送は自動的には行われません。
 - ・「毎月コース」は、次回お受け取りの『ハダキララ』の定期便と同封で、商品を自動的にお届けさせていただきます。
 - ・「毎月コース」の場合、1回の購入だけで定期便を中断することができません。必ず2回目の定期便の商品をお受け取りいただく必要があります。
 - ・「毎月コース」の場合、2回目の定期便の商品をお受け取りいただくまでは、定期便の休止・解約することができません。
 - 2回目の定期便の商品をお受け取り後、休止・解約が可能となります。
 - ・「毎月コース」の場合、初回2個ご購入された場合は、2回目の定期便の商品をお受け取りいただくまでは、個数変更することができません。
 - 2回目の定期便の商品をお受け取り後、個数変更が可能となります。
 - ・「毎月コース」の商品を休止・解約をご希望の際は、次回の出荷準備予定日の10日前までにお問い合わせフォームよりご連絡いただき、休止・解約を成立させる必要があります。
- ご注意：ご連絡を受けただけでは休止・解約は成立しない場合がございますので、ご注意ください。その場合、弊社からご連絡を差し上げますので、必ずお問い合わせ返信をご確認ください。
- 上記期間を過ぎますと商品の製造が開始し、商品の発送準備に入ってしまうため次月以降の休止となりますのでご注意ください。
- ・『ハダキララ』モールにて購入された定期便契約が続いている期間中は、『ハダキララ』の定期モニターコースを休止・解約することができません。